

# 排水設備等整備資金利子補給制度

排水設備設置の際、金融機関から無利子で資金の融資が受けられます。

## 対象工事

- ・水洗便所改造工事
  - ・排水設備設置工事
- ただし、居住用に供しない建物（店舗・事務所等）の改造工事は除く

## 対象者・要件

- ・処理区域内の建物所有者または、所有者の同意を得た占有者
- ・町税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方
- ・連帯保証人を1名以上有すること
- ・住宅の新築、改築をする方、法人名義の建物の方は除きます。

## 整備資金貸付限度額

- ・一世帯につき20万円以上50万円以内
  - ・集合住宅（アパート等）は20万円以上、100万円以内
- いずれも上記範囲内で工事金額を上限とします。
- また、融資金額は1万円単位で、融資の可否は金融機関が行います。

## 償還方法

- ・融資を受けた翌月から、元金均等償還で、36ヶ月以内となります。

## 申し込み及び手続き

- ①「排水設備設置確認申請」の際に、「整備資金利子補給申請書」に次の書類を添えて申し込みます。
  - ・町民税及び固定資産税の納税証明書
- ②申請書確認後、「決定通知書」を交付します。
- ③町から交付された通知書を持って金融機関に提出し、融資貸付の確認を受けてください。
- ④資金の融資の確認を受けた方は、工事終了後、「検査済証」をもって融資金融機関で融資実行の手続きを行ってください。

## 資金融資取扱金融機関

福島信用金庫桑折支店  
東邦銀行桑折支店  
福島銀行桑折支店  
ふくしま未来農業協同組合桑折支店  
ふくしま未来農業協同組合陸合支店  
ふくしま未来農業共同組合伊達崎支店  
ふくしま未来農業共同組合半田支店